

第 2 1 回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 2 8 年 2 月 2 3 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 1 0 名

1 番 百 々 英 夫

3 番 永 洞 忠 志

4 番 穴 吹 栄

6 番 新 井 功 仁 恵

7 番 橋 場 和 幸

8 番 嗟 峨 弘 巳

9 番 松 家 忠 夫

1 1 番 谷 口 正 明

1 2 番 堀 金 澄 恵

1 3 番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 横 山 弘 昭

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 7 議案第2号 贈与税納税猶予に関する証明について

日程第 8 議案第3号 不動産取得税徴収猶予に関する証明について

日程第 9 議案第4号 浜中町農業・農村活性化に関する建議について

日程第10 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第21回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ10名でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。なお、白川職務代理、白川農政部長におかれましてはお母様が亡くなられたということで欠席になっておりますので、あらかじめ御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、第21回の総会に御出席いただき大変ありがとうございます。1月中旬に雪が降って以来、雪もだんだん少なくなり、今年はこれで終わるのかなと思っておりましたけれども、今回また湿った雪が降り、除雪にも大変御苦労されたのではないかと考えております。

さて、先日の農業新聞等で取り上げられておりましたが、TPPの影響額が牛乳・乳製品で最も多く、農林水産物の約4割になるという北海道の試算が打ち出されました。全国で最大291億円、北海道では258億円の影響を受けるのではないかと試算でございます。それに伴いまして、2016年の道の予算につきましては、TPPの改革に1,075億円という予算が組み込まれるようでございますけれども、今後どのような対策がとられていくのか見守っていきたくて考えてございます。

また、昨年4月より協議を進めてまいりました浜中町農業・農村活性化に関する建議についてですけれども、先月の総会で特別委員会からの報告をいただき、今回の総会で建議書の決定をいただきたく提案しております。その後、決定をいただきましたら、3月4日に町長に建議書の提出をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは早速総会の審議に入らせていただきますけれども、今回は建議の案件も含めまして4件の議案を提案しておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます、開会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、4番 穴吹委員、6番 新井委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

	本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。
	日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
各 委 員	(なしの声)
議 長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。
	日程第6 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定に基づき、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行することとされています。 本案は1件の現況証明願でございますが、浜農委27-20号の願い出人は、暮帰別西1丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は渡散布〇〇番ほか〇筆、面積〇, 〇〇〇㎡で、売買を目的とした地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。現地調査につきましては、白川英之委員、穴吹委員、嵯峨委員により〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は原野化している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号贈与税納税猶予に関する証明についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号贈与税納税猶予に関する証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案につきましては、租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税猶予を受けている者につき、3年ごとの継続手続きに要する農業委員会の証明を行うものであり、租税特別措置法第70条の4第27項では、「納税猶予の適用を受ける受贈者は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を

経過するごとに、政令で定めるところにより、引き続き納税猶予の適用を受けたい旨及び適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。」と規定されております。

また、その提出に当たっては、租税特別措置法施行令第40条の6第64項及び租税特別措置法施行規則第23条の7第42項の規定により、「提出する届出書には、引き続き適用を受けたい旨の事項を記載し、受贈者が引き続き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明を要する。」とされております。

今年度の対象者は、西円朱別西18線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏であります。平成〇〇年〇月〇〇日に証明を行った日より、引き続き農業経営を行っていることの証明を行い、手続きしようとするものでございます。

次に、贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について御説明いたします。

租税特別措置法第70条の4の2第1項では、「猶予適用者が、適用を受ける農地等の全部または一部について、農地法第3条、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業による貸付けを行った日から二月以内にその届出書を税務署長に提出したときに限り、農業経営は廃止していないものとみなす。」と規定されております。

また、その適用を受ける猶予適用者が、引き続き適用を受けたい場合には、租税特別措置法施行令第40条の6の2第8項及び租税特別措置法施行規則第23条の7の2第9項の規定により、「営農継続者と同等の書類のほか特定貸付農地等に係る特定貸付けに関する事項を記載した書類、さらには引き続き特定貸付けの適用を受けたい旨及び引き続き特定貸付けを行っている旨の農業委員会の証明を要する。」こととなっております。

本件の対象者につきましては、平成〇〇年〇月に農地利用集積円滑化事業により特定貸付けを行った〇名の者につき、引き続き特定貸付けを行っていることの証明を行い、手続きしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。本案については浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員が議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

日程第8 議案第3号不動産取得税徴収猶予に関する証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号不動産取得税徴収猶予に関する証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法附則第12条第1項の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けている者につき、3年ごとの継続手続きに要する農業委員会の証明を行うものであり、地方税法附則第12条第1項では、「贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者の農地等の取得に対して課する不動産取得税については、政令で特別の定めをするものを除き、租税特別措置法の規定の例によってその徴収を猶予するものとする。」と規定されており、さらに同条第2項では、「引き続き農業経営を行っている旨及び引き続き特定貸付けを行っている旨の所定の手続きについては、租税特別措置法の規定を準用する。」とされております。

その手続きの内容については、先ほど提案いたしました贈与税納税猶予に関する証明の際に説明しておりますので省略させていただきますが、今年度の対象者は、平成〇〇年〇月〇〇日に証明を行った日より、引き続き農業経営を行ってい

る者として、西円朱別西18線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏ほか〇名、また、平成〇〇年〇月から農地利用集積円滑化事業により、引き続き特定貸付けを行っている者として、姉別3丁目〇〇番地、〇〇 〇氏ほか〇名でございますが、それぞれ租税特別措置法の規定を準用し、引き続き農業経営を行っている証明及び引き続き特定貸付けを行っている証明を行い、3月15日までに北海道知事に不動産取得税徴収猶予届出書を提出しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。本案については浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員が議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

日程第9 議案第4号浜中町農業・農村活性化に関する建議についてを議題と

します。事務局より建議書案の朗読及び提案理由の説明をいたします。

農政係長

(建議書朗読あるも省略)

事務局長

議案第4号浜中町農業・農村活性化に関する建議について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国は、食料・農業・農村基本法が掲げる、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という四つの基本理念の基に、若者たちが希望を持てる強い農業と美しく活力ある農村の創出を目指し、6次産業化・輸出の倍増の推進など各種施策を講ずるとともに、農業協同組合法・農業委員会等に関する法律・農地法を一括で改正する、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律を制定し、農業の成長産業化を図っております。

しかしながら、最近における酪農業をめぐる諸情勢は、依然として、農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足、農業資機材の高騰や輸入農産物の増加、農産品需要や価格・収益の低迷など、非常に厳しい状況に直面しております。

そのような中、国は本年2月4日、環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆる、TPP協定に署名し、今後は、国会での審議・承認手続き等が本格化することになりますが、特に本町酪農に直結する、牛肉・乳製品は農産物重要5品目として、セーフガードや長期の関税撤廃期間を設けているとしているものの、地域農業・地域経済に甚大な影響を及ぼすことが懸念されており、情報の不透明さから、大きな不安を抱えているところです。

このような情勢を踏まえ、昨年3月に設置した農業・農村活性化検討特別委員会は、早い段階から外部の関係団体等からも特別委員として参加していただき、幅広く意見・提言をいただき、これまで7回の特別委員会を開催し、農業者が将来に希望を持ち、持続的かつ発展性のある農業経営に、安心して取り組める農業施策の強化と、地域の活性化策等について協議を重ね、先月の総会において、特別委員会報告書の提出をいただいたところです。

当農業委員会は、農業者の代表機関として、農業者や地域が抱える様々な問題や課題について、意見の公表や市町村長などへの建議を実施するなど、公的機関としての重要な役割を担っております。

この度の特別委員会の報告は、厳しい農業情勢に対する生産者の不安の訴えであるとともに、間接的ではあるが、農村地域で安心して暮らすうえで必要な、町全体の安心で安全な生活環境や、活気ある町づくりについての具体的な提言と認識し、ここに報告書の内容に基づき、浜中町農業・農村活性化に関する建議書を作成し、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により町長に建議すべく

提案するものでございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。
9番松家委員。

松 家 委 員

特別委員会の活動については、今回で終わりということになるのでしょうか。

事 務 局 長

取りまとめ自体は今回で終わったのですが、最終的に農業委員会としての建議書が出来上がったことの報告も兼ねて、もう1回特別委員会を開催して、こういう形で建議書を提出しましたという報告をしたいと考えております。

特別委員会の報告書に入っていない部分も建議書の中に少し盛り込んでおまして、例えば5番の有害鳥獣対策、6番の再生可能エネルギー発電の促進等については、今回の特別委員会の報告書にはなかったのですが、平成25年の建議書の中に盛り込んでおまして、引き続き推進していただきたいということで、二つ盛り込んでおります。それらも含めて最終的にもう1回特別委員会を開催して、報告のような形で開催したいと考えております。

議 長

他に質疑ありませんか。
1番百々委員。

百 々 委 員

教育・保育についての部分で、霧多布高等学校の大学進学を目指す進学クラスを作ってほしいということですが、霧多布高校では農業の勉強ができないという現状がありますので、総合学科にすれば環境なりなんんりの勉強ができるので、そういうような表現にできないのでしょうか。

事 務 局 長

特別委員会の中でも論議された部分なのですが、前段の方では大学や専門学校に進学するための教育のレベルアップをしていただきたいという要望と下段の方では農業ばかりではなく漁業も含めた町の産業に興味を持てるような授業内容を行っていただきたい、そういうものをあわせてこの部分に盛り込んでおります。

上級の学校に行ったら農家を継がなくなるのではないかという懸念もありますけれども、酪農関係の大学や専門学校もありますので、そういうための進学を目指すという意味合いもございまして。今はそういうものを目指すには、釧路の方に出さざるを得ないというような状況があるものですから、霧高でのレベルアッ

プをお願いしたいということ、さらには霧高在学中に酪農に関連する資格の取得ができるなど、霧高は総合学科のような学校ではないので非常に難しい問題だとは思いますが、地域としてはこういう希望があるんだということをお伝えしたいということで、二つの内容を盛り込んでおります。

議長 他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程については、3月30日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、3月30日、水曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、3月30日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第21回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 4番 穴吹 栄

浜中町農業委員会 6番 新井 功仁恵